

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年3月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成23年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 公渕揚水機地区	高松市産業経済部土地改良課
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一本木地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北亀井地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 春日地区	”